

八王子市教育委員会公告第49号

条件付一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年8月7日

八王子市教育委員会 教育長 安 間 英 潮

1	入札方式	価格競争
2	契約種別	業務委託
3	契約番号	2026003559
4	件名	陶鎔小学校及び中野北小学校給食調理等業務委託
5	委託場所	犬目町56番地及び中野山王3丁目1番1号
6	委託期間 （履行期間）	契約締結日の翌日から令和12年(2030年)7月31日まで （令和9年(2027年)8月1日から令和12年(2030年)7月31日まで）
7	予定価格	非公表
8	最低制限価格	設けない
9	仕様概要	・ 給食を調理する陶鎔小学校を親校とし、給食を受け入れる中野北小学校を子校とした親子方式による給食提供を行う。 ・ 学校が支給する食材料を使用して調理し、調理した給食を配缶し、指定する場所への配膳業務や子校への配送業務等を行う。 ・ 令和9年（2027年）8月から令和12年（2030年）7月までの4か年（36か月）の複数年の調理業務委託契約とする。 ・ 食数は、約630食/日である。 ・ 給食実施日数は、195日～205日程度/年間である。配送日数も同程度である。 ・ 支払条件は、月払いとする。 ※その他詳細は設計図書等のとおり 本案件は、令和8年6月30日付八王子市教育委員会公告第48号「2026002833 陶鎔小学校及び中野北小学校給食調理等業務委託 」が入札不調になったことによる再公告です。

10	入札参加資格	(1) 営業種目等の条件 営業種目「病院給食・学校給食」に登録があり、かつ、取扱品目「学校給食」に登録のある者 (2) 所在地の条件 関東地方（1都6県）にある本店、支店等で本市の競争入札等参加資格登録をしていること。 (3) その他（実績、免許等）の条件 ア 過去5年間（令和3年（2021年）8月1日から令和8年（2026年）7月31日まで）に本市の学校給食調理業務を受託したこと。 又は1日当たりの食数が630食以上の給食調理業務を、公立の小学校又は中学校を対象に、同一の学校で継続して3年間以上受託した実績があること。 イ 公立の小学校又は中学校給食の調理、配送及び配膳業務（給食センターを含む）を、継続して1年以上受託した実績があること（1年以上とは、契約が途切れることなく継続する期間が12月以上の期間である。）。 ウ ア及びイの条件をいずれも満たしていることを確認するため、入札参加資格確認申請書送付時、ア及びイの実績の証拠書類の提出を求めます。証拠書類の提出については、12（1）-2 入札参加資格確認のとおりとします。 ※ 落札決定後の契約辞退は認めません。
11	入札の方法	東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）における電子入札サービスで行う。

12	入札手続等	(1) 入札参加資格確認申請書の送信期限 令和8年(2026年)8月19日正午まで
		(1)－2 入札参加資格確認 入札参加資格を満たしていることを確認するため、入札参加資格確認申請書の送信時に次の書類の写しを添付すること。（ファイル添付できない場合は、上記(1)の期限までに FAX で送信又は学校教育部教育総務課まで持参すること。） FAX 番号：042-627-8811 なお、追加資料を求める場合がある。
		添付（提出）書類 ア 1日当たり630食以上の給食調理業務を、公立の小学校又は中学校を対象に、同一の学校で継続して3年間以上受託した実績を示す契約書及び仕様書等の写し（本市において、学校給食調理業務を受託した実績がある場合は不要） イ 公立の小学校又は中学校給食の配送及び配膳業務（給食センターを含む）を、調理業務とともに継続して1年以上請け負った実績を示す契約書及び仕様書等の写し（本市において、配送及び配膳業務を含む学校給食調理業務を受託した実績がある場合は不要）
		(2) 入札参加資格確認申請書受理書の発行 令和8年(2026年)8月19日まで
		(3) 入札参加資格確認結果通知書の発行 令和8年(2026年)8月21日まで
		(4) 設計図書等の貸与（ダウンロード）について 令和8年(2026年)8月21日（上記(3)の通知書受領後）から 令和8年(2026年)9月4日午前11時まで（ただし、入札書送信前まで） ※ 入札書の送信後はダウンロードできないので注意すること。 ※ 設計図書等の電子データは、取り扱いに注意するとともに入札後速やかに消去すること。 ※ 設計図書等は必ず受領し入札すること。設計図書等を受領しなかった者の入札書は無効とする。
		(5) 質疑応答 質問期限 令和8年(2026年)8月26日午後3時まで 回答期限 令和8年(2026年)8月27日午後5時まで ※ 質疑応答は電子入札サービスで行う。設計図書等の内容について、疑義がある場合や再委託等が可能な範囲に不分明がある場合は、上記(4)に添付する「一般競争入札等質問書」に、その内容を具体的に記し、Excelファイル形式で質問登録の添付資料とすること。
		(6) 入札金額 入札金額は、契約期間に必要とされる諸経費の総額を入札書に記載すること。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10相当額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てる)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者又は免税事業者を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税を加算しない金額)を入札書に記載すること。
		(7) 入札書の送信期限 令和8年(2026年)9月4日午前11時まで ※ 入札書の送信は一度限りとなるので、注意すること。
		(8) 開札の日時、場所等 日 時 令和8年(2026年)9月4日午前11時10分 場 所 電子入札サービス 立会人 開札は、当該入札事務に関係のない職員の立会いを要しない。

13	落札者の決定	次の日程を予定として落札者を決定する。 落札決定日 令和8年(2026年)9月4日
14	電子契約に関する事項	本案件は、電子契約を利用することができる。 電子契約を希望する場合は、「電子契約利用申出書」に必要事項を記入の上、八王子市学校教育部教育総務課まで提出すること。 (1) 提出期限 入札書の送信期限 まで (2) 提出方法 電子メール (送信先メールアドレス： kyouiku_densi@city.hachioji.tokyo.jp) (3) 電子契約利用申出書のダウンロード 八王子市ホームページからダウンロードすること。 トップ > くらしの情報 > 教育・生涯学習・スポーツ > 教育委員会 > 契約 > 入札等様式 > 電子契約利用申出書 【電子契約を利用する場合の注意事項】 ・紙による契約書を希望する場合は、提出不要とする。 ・契約予定日までに、電子契約による契約手続が完了しないことが見込まれる場合は、紙の契約書による契約手続に変更する。 ・電子契約手続の詳細については、八王子市ホームページを参照のこと。
15	契約予定日	(1) 紙の契約書による契約締結の場合 原則として、落札者決定日の翌営業日とする。 (2) 電子契約による契約締結の場合 原則として、落札者決定日から起算して5営業日後の日とする。
16	特定調達契約の適用の有無等	この競争入札は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。欧州連合の供給者による入札等に関する事項は、別紙の「欧州連合の供給者による入札に関する特記事項」のとおり。
17	その他事項	本公告に定めのない事項については、八王子市条件付一般競争入札実施要綱及び八王子市電子入札実施要領による。
18	本公告についての問合せ先	八王子市学校教育部教育総務課 八王子市元本郷町三丁目24番1号 電 話 042-620-7329 F A X 042-627-8811
19	電子調達サービスの操作手順やパソコンに関すること	e-tokyoコールセンター (受付時間：祝日を除く月曜日～金曜日 8：30～17：15) 電 話 0570-05-1090 F A X 03-5319-2814 東京電子自治体共同運営サービスのホームページ (https://www.e-tokyo.lg.jp/)

条件付一般競争入札公告共通事項

1 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加資格確認申請書送信時までに、次に掲げる事項の全てに該当する者が、この入札に参加することができる。

共通資格要件事項

- (1) 八王子市における物品買入れ等競争入札参加有資格者であること。また、商号又は名称、登記上の本店所在地、代表者等(以下「登録事項等」という。)に変更が生じた場合、その変更手続が電子調達サービスで完了していること。
- (2) 申請から入札まで電子入札サービスを利用する上で有効な電子証明書を取得していること。なお、登録事項等に変更が生じた場合は、電子証明書の変更手続を完了していること。
- (3) 八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領(令和 3 年 3 月 23 日施行)に基づく指名停止期間中又は八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱(令和 4 年 4 月 1 日施行)に基づく入札参加排除措置期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置又は入札参加排除措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号のいずれにも該当していないこと。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は当該案件の開札日前 6 か月以内に自らの手形若しくは小切手が不渡りとなった者
 - イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画案認可決定がされていないもの
 - ウ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画案認可決定がされていないもの
- (5) 事業協同組合等が入札参加をする場合には、その組合等の構成員となっている者は入札参加できない。
- (6) 「関係する会社」間での同一案件への入札参加はできない。

※ 「関係する会社」については、電子調達サービスの競争入札参加資格申請の手引きを参照のこと。(「その他情報の登録」に「関係会社」に関する説明がある。)

2 入札の方法

(1) 入札方法

電子入札サービスで行う。

※ 電子入札操作手順書(物品)電子入札ナビゲーションにより、事前に操作方法を確認の上、入札すること。入札書の送信は一度限りとなるので、注意すること。

(2) 同価の場合の措置

落札予定者となる者が2人以上あるときは、くじで落札予定者を決定する。

(3) 入札の辞退

入札を辞退する場合は、辞退理由を入力し送信すること。ただし、入札後の辞退は認めない。

(4) 入札執行の回数等

入札執行の回数は2回とする。2回目(再度入札)を行う場合の入札期間及び開札の日時は、電子入札サービスによる再度入札通知書で通知する。

なお、再度入札及び開札とも原則として初度開札の同日中に行うので、開札予定日時以降は、開札結果あるいは再度入札通知書の発行状況等を注視すること。また、再度入札には、初度入札に参加した者のうち、当該入札が有効、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者が、参加できる。

※ 再度入札書提出期限は、必ず再度入札通知書等で確認すること。

※ 再度入札通知書は、資格審査申請時に登録したメールアドレスに再度入札通知書発行の案内が送信される。

(5) 入札者が1人であった場合の措置

入札を中止することがある。

3 入札保証金

免除する。

4 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格の確認手続

落札予定者を落札者として確定させるための入札参加資格の確認を行うので、入札執行者から指示をされた落札予定者は、本公告で指示する書類を提出しなければならない。落札予定者が入札参加資格要件を満たしていない場合は、入札時に遡及して入札書を無効とし、次順位者を落札予定者として、必要な書類の提出を求める。入札参加資格の確認は、落札者が確定するまで行う。

なお、入札参加資格確認の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格確認は行わない。

(2) 入札参加資格確認書類の提出

落札予定者は、入札執行者から書類の提出を求められた場合は、求められた日を含めて 2 日以内(閉庁日を除く。)に学校教育部教育総務課へ持参しなくてはならない。ただし、入札執行者が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

なお、提出された書類の返却は行わない。

(3) 入札参加資格確認申請に要する書類

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書

イ その他指示する書類

(4) 入札参加資格の確認期限

落札予定者が確認書類を提出後、原則として、提出期限を含め 4 日以内(閉庁日を除く。)に入札参加資格の確認を行い、落札者を決定する。確認結果は落札者のみに電話連絡するとともに、電子入札サービスから自動送信される電子メールにより落札者となった旨を通知する。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合等は、この限りでない。

(5) 入札参加資格を有しないとされた者に対する理由の説明

落札予定者が入札参加資格を有しないとされた場合は、その旨を書面で通知する。また、通知を受けた日を含め 4 日以内に学校教育部教育総務課にその書面を持参し、その理由について説明を求めることができる。回答は、説明を求められた日を含め、3 日以内に書面で行う。

(6) 落札予定者の取消し

落札予定者が期限内に入札参加資格確認のための書類を提出しない場合又は自らの入札参加資格を証することができない場合は、落札予定者の権利は取り消され、当該入札書は無効とする。

5 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内(最低制限価格を設定する場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内)で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札予定者とする。

(2) 落札予定者は、入札参加資格要件を満たしていることが確認できた時点で、落札者となる。なお、落札者が決定となった場合には、落札者に「落札決定通知書」を発行する。落札者は通知を受けたら速やかに学校教育部教育総務課で契約書を受領すること。又は電子契約の手続きをとること。

6 入札の無効等

八王子市契約事務規則(昭和 39 年規則第 9 号)第 21 条各号及び八王子市電子入札実施要領第 6 条各号に該当するもののほか、次の入札書は無効とする。

- (1) 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者の入札書
- (2) 本公告で指定する事項に応じない落札予定者の入札書
- (3) 期限内に入札参加資格確認のための書類を提出しない落札予定者の入札書
- (4) 入札参加資格要件を満たしていない者の入札書
- (5) 八王子市から指名停止又は八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けた者の入札書
- (6) 設計図書等を受領せずに入札した者の入札書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定された入札条件に違反した者の入札書

7 入札の中止等

入札参加者が談合又は不穏な行動をなすなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札(開札)の執行を延期又は取りやめることがある。

また、入札(開札)後においても、市が不適正な入札であると判断した場合には、入札を無効とすることがある。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書を送信した時点で、この条件に同意したものとみなす。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札執行者は、入札参加者に対して、開札後に積算根拠資料を提出させることができる。積算根拠資料を提出しなかった場合は、その者が行った入札を無効とする。
- (2) 商号又は名称、登記上の本店所在地、代表者等に変更が生じた場合、その変更手続が東京電子調達サービスで完了するまでの間は、入札に参加することを認めない。変更手続前の電子証明書を使用した入札はしないこと。
- (3) 入札書の送信後は、いかなる理由をもってしても異議を申し立てることができない。

9 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上。

ただし、市契約事務規則第49条第2項に該当するものは免除。

10 前払金

支払わない。

11 契約書の作成及び契約の確定

八王子市及び落札者の両者が、契約書に記名・押印したときに確定する。(契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、両者が承認し、電子署名が付されたときに確定する。)

12 支払条件

別途設計図書等により指定する。

13 その他

- (1) 現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加者は、「八王子市物品購入等競争入札参加者心得(電子入札用)」を熟読すること。
- (3) 落札者の決定後、当該案件の契約締結までの間において、当該落札者が入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、又は虚偽の事実が判明した場合には、当該契約を締結しないことがある。
- (4) 入札参加資格確認書類等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 契約書は所定の契約書を使用し、その契約条項を次のとおり閲覧に供する。
 - ア 八王子市元本郷町三丁目 24 番1号 八王子市役所本庁舎7階 学校教育部教育総務課 公告日から質問締切日までの午前9時から午後5時までの間閲覧に供する。(閉庁日を除く。)
 - イ 八王子市ホームページ
トップ > 市政情報 > 市の政策・計画とまちづくり > 入札・契約
> 様式集
(<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/001/006/p032952.html>)
※「イ」に掲載のない場合は、「ア」のみとする。
- (6) 入札の結果については、電子調達サービスに掲載するほか、学校教育部教育総務課において閲覧に供する。
- (7) この契約締結後、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)等の改正等によって消費税等の額に変動が生じる場合は、発注者と受注者が協議の上、契約金額の変更を行うものとする。
- (8) 本公告に定めのない事項については、八王子市条件付一般競争入札実施要綱及び八王子市電子入札実施要領による。